

## 帯広市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに障害者総合支援法第77条に定める事業のうち帯広市地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス）実施要綱（以下「実施要綱」という。）の事業を行う事業者（以下「指定地域生活支援事業者」という。）（以下「指定事業者等」と総称する。）に対して行う障害者総合支援法第10条、児童福祉法第57条の3の2及び実施要綱第21条の規定に基づく指導並びに障害者総合支援法第51条の27、児童福祉法第24条の34及び実施要綱第21条の規定に基づく監査に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス、障害児相談支援及び地域生活支援（以下「サービス等」という。）の質の確保及び向上並びに自立支援給付、障害児相談支援給付等及び地域生活支援事業（以下「自立支援給付等」という。）の適正化を図ることを目的とする。

### (指導方針)

第2条 指導は、指定事業者等に対して、次に掲げる基準等に基づき自立支援給付等に係る費用等の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- (3) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）
- (5) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (6) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）
- (7) 帯広市地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス）実施要綱等

### (指導形態)

第3条 指導形態は、次の掲げるものとし、その方法は当該各号に定めるところによる。

- (1) 集団指導 帯広市（以下「市」という。）が指定の対象となる指定事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。この場合において、集団指導を実施したときは、北海道に対し、当日使用した資料を送付するなどの情報共有を行う。
- (2) 実地指導 国、北海道又は市が次のア又はイの形態により、指定事業者等の事業所

において行う。

ア 市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

イ 国及び北海道若しくは市又は北海道及び市が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

（指導対象の選定）

第4条 指導は、全ての指定事業者等を対象とし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次に掲げる指導形態に応じて、対象の選定を行う。ただし、指定事業者等に対し、北海道が指導等を行った結果、特に問題が認められなかったものについては、当該年度における市による実地指導は行わないこととすることができる。

(1) 集団指導 原則全ての指定事業者等を対象とする。ただし、市が特に認めたときは、個別に実地指導とすることができる。

(2) 実地指導

ア 一般指導 おおむね3年に1回以上実施し、新たにサービス等を開始した全ての指定事業者等については、サービス等を開始してからおおむね1年以内に指導を実施する。ただし、次に掲げる指定事業者等については必要に応じ実地指導することができる。

(ア) 前年度、監査対象となった指定事業者等

(イ) 前年度、実地指導の結果、次条第2号オの規定により文書で指導が行われた指定事業者等のうち、実地指導が必要と認められる指定事業者等

(ウ) 内部告発及び利用者、その家族等から情報提供を受けて、実地指導が必要と認められる指定事業者等

(エ) その他実地指導が必要と認められる指定事業者等

イ 合同指導 一般指導の対象とした指定事業者等の中から選定する。

（指導方法等）

第5条 指導実施については、次に掲げる指導形態に応じて、当該各号に掲げる方法により行う。

(1) 集団指導

ア 指導通知 市は、指導対象となる指定事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定事業者等に通知する。

イ 指導方法 集団指導は、サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容、障害者虐待及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。この場合において、集団指導に欠席した指定事業者等には、必要な情報提供に努めるため、当日使用した書類を配付するとともに、必要に応じ実地指導を実施する。

(2) 実地指導

ア 指導通知 市は、指導対象となる指定事業者等を決定したときは、あらかじめ

次に掲げる事項について文書により当該指定事業者等に地域生活支援事業者（指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者）に対する実地指導について（通知）（様式第1号）により通知する。ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待及び障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時において、次に掲げる事項について文書により通知するものとする。

（ア） 実地指導の根拠規定及び目的

（イ） 実地指導の日時及び場所

（ウ） 指導担当者

（エ） 出席者

（オ） 準備すべき書類等

イ 出席者 指導対象となる指定事業者の管理者を求めるほか、必要に応じて、サービス等の担当者、自立支援給付等請求担当者等の関係職員の出席を求める。

ウ 指導方法 関係書類を確認し、イの出席者との面談方式により実施する。

エ 指導体制 指導を行う者は、2名以上の班を編成の上、原則班長は係長職以上とし、他の運営指導及び自立支援給付等を所管する部署と連携を図り、合同で実施するなど効率的に行うものとする。

オ 指導結果の通知 実地指導の結果については地域生活支援事業者（指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者）に対する実地指導の結果について（通知）（様式第2号又は様式第3号）により通知するものとする。

カ 改善状況報告書の提出 実地指導の結果、オの規定により文書で指導した事項については、期限を付して改善状況報告書（様式第7号）の提出を求めるものとする。

キ 監査への変更 実地指導中に次に掲げる状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

（ア） 著しい運営基準違反が確認され、利用者、入所者等の生命又は身体の安全に危害が及ぶおそれがあると判断したとき。

（イ） 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その請求内容が、著しく不正なものと認められるとき。

ク 自主点検に伴う自主返還 実地指導において、サービス等の内容及び自立支援給付等に係る費用の請求に関し過誤が認められたときは、当該指定事業者等に対し、指導事項に係る自主点検を指示し、必要に応じ自立支援給付等に係る費用等の市への自主返還等を求めるものとする。

（監査方針）

第6条 監査は、指定事業者等のサービス等の内容等について、障害者総合支援法第51条の28及び第51条の29並びに児童福祉法第24条の35及び第24条の36に定める行政上

の措置に該当する内容であると認められる場合、指定地域生活支援事業者の行う支援内容等について、障害者総合支援法第 82 条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は自立支援給付等に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を執ることを方針とする。

（監査の選定基準等）

第 7 条 監査は、次に掲げる情報により、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 北海道国民健康保険団体連合会、北海道、市等へ寄せられる通報情報
- (3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (4) 実地指導において確認した情報

（監査方法）

第 8 条 指定基準違反等の確認について必要があると認める場合は、指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所、その他当該サービス等の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

2 監査対象となる指定事業者等を決定した場合は、あらかじめ次に掲げる事項について、当該指定事業者等に地域生活支援事業者（指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者）に対する監査について（通知）（様式第 4 号）により通知する。ただし、第 5 条第 2 号キの規定により実地指導から監査へ変更した場合及び緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 監査の根拠規定及び目的
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等

3 監査に当たり、監査対象となる指定事業者等の代表者（役員を含む。）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じてサービス等の担当者、自立支援給付等に係る請求担当者等の関係職員（従業者であった者を含む。）の出席を求めることとする。

4 監査を行う者は、2 名以上の班を編成し、原則班長は管理職とする。

（監査後の措置）

第 9 条 監査後は、次に掲げる措置等を行う。

- (1) 監査結果の通知等 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められる事項については、地域生活支援事業者（指定特定相談支援事業者・指定障害児相

談支援事業者) に対する監査の結果について (通知) (様式第 5 号又は様式第 6 号) によりその旨の通知を行うものとし、通知した事項については、期限を付して改善状況報告書 (様式第 7 号) により報告を求めるものとする。

- (2) 行政上の措置 指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第 51 条の 28 及び第 51 条の 29 並びに児童福祉法第 24 条の 35 及び第 24 条の 36 に規定する業務改善勧告、業務改善命令、指定の取消し等、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告 指定事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合は、当該指定事業者等に対し、文書により指定基準を遵守すべきことを勧告するものとし、これに従わなかったときは、その旨を必要に応じて公表するものとする。この場合において、勧告を行ったときは、当該勧告を行った事項について期限内に文書により報告を求めるものとする。

イ 命令 指定事業者等が正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令し、その旨を公示するものとする。この場合において、当該命令を行った事項について期限内に文書により報告を求めるものとする。

ウ 指定の取消し等 指定基準違反等の内容等が障害者総合支援法第 51 条の 29 第 2 項各号、児童福祉法第 24 条の 36 各号及び実施要綱第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、当該指定事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること (以下「指定の取消し等」という。) ができる。この場合において、指定の取消し等をしたときには、その旨を公示しなければならない。

- (3) 聴聞等 監査の結果、当該指定事業者等が命令又は指定の取消し等の処分 (以下「取消処分等」という。) に該当すると認められる場合においては、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞し、又は弁明の機会を与えなければならない。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

- (4) 経済上の措置

ア 指定事業者等に対して勧告、命令、指定の取消し等を行った場合には、自立支援給付等の全部又は一部について障害者総合支援法第 8 条又は児童福祉法第 57 条の 2 に規定する不正利得の徴収 (返還金) として徴収するものとする。

イ 指定事業者等に対して命令又は指定の取消し等を行った場合には、原則として、障害者総合支援法第 8 条又は児童福祉法第 57 条の 2 の規定により、当該指定事業者等に対し、アの措置に加え、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせるものとする。

ウ 監査の結果、サービス等の内容又は自立支援給付等に係る費用の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還対象期間は、監査を

行った日の属する月を含む過去5年間（事業所指定を受けてから5年を経過していない場合は、指定日以降の期間）とする。

（厚生労働省又は北海道との連携）

第10条 指導及び監査については、必要に応じて、厚生労働省又は北海道と連携を図り、効率的に行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査に関しその他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。